

船舶事故調査報告書

平成31年3月20日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成30年6月14日 14時33分ごろ
発生場所	大分県津久見市保戸島漁港 保戸島港二目東防波堤灯台から真方位270° 70m付近 (概位 北緯33° 06.7′ 東経132° 00.5′)
事故の概要	漁業取締船はやては、航行中、浮消波堤に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成30年7月19日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁業取締船 はやて、64トン 136816、大分県
乗組員等に関する情報	船長、三級海技士（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 船首部船底外板に凹損及び擦過傷 浮消波堤 擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 低潮時
事故の経過	本船は、船長ほか5人が乗り組み、大分港鶴崎泊地に向けて保戸島漁港の岸壁を離岸し、保戸島港二目東防波堤灯台の西側を通過して間もなく船体に衝撃を受けた。 船長は、船体の状況を確認したところ、船首部が海面下の浮消波堤に乗り揚げているのを認めた。 本船の喫水は、船首約1.0m、船尾約1.2mであった。 船長は、本事故海域付近の操船経験があり、浮消波堤があることは知っていたが、本事故当時、水面下にあつて目視で確認できなかったため、撤去済であると思い込んでしまったと本事故後に思った。
分析	本船は、保戸島漁港を航行中、船長が、水面下にあつた浮消波堤を目視で確認できず、撤去済であると思い込み、浮消波堤に向かって航行したことから、浮消波堤に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、保戸島漁港を航行中、船長が、水面下にあつた浮消波堤を目視で確認できず、撤去済であると思い込み、浮消波堤に向かって航行したため、浮消波堤に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・航行前に浅瀬や障害物の存在箇所の最新状況を確認すること。